

釋雲照律師と夫人正法会の被災地支援

— 明治二十九年發生 東奥三陸大海嘯被災地の救恤活動 —

田中悠文

◆はじめに

◇本稿では、明治時代の日本仏教を代表する僧侶の一人である釋雲照律師と師の私的な信徒組織の一つである夫人正法会による、明治二十九年六月十五日夜に發生し青森、岩手、宮城の東北三県の太平洋沿岸部をおそった、東奥三陸大海嘯における被災地への支援活動を軸とした報告を行う。

◇構成は以下の通りである。

（一） 釋雲照律師の半生

（二） 釋雲照律師の公的な活動

（三） 釋雲照律師と夫人正法会の被災地支援

（編年史料）真言宗の対応（*六月～九月）

◇(一)では、釋雲照律師自身が日本仏教の僧侶としてどのような信念をもっていたか、出家から明治元年にいたる前半生を俯瞰し、修学内容の把握を試みることにより確認したい。

(二)では、律師の生涯における公的活動を確認する。

(三)においては、律師と夫人正法会々員たちによる被災地支援の実態について、十善会機関誌の『十善寶窟』、および夫人正法会々報の『法の母』に報じられた当事者たちによる報告記事を中心に考証する。

以上の作業を通じ、当時の日本仏教の僧侶が一体いかなる支援を行い得たのか、また被災地の人びとが僧侶に期待したものは何だったのかを考証する。これにより、昨年三月十一日に発生した東日本大震災から一年を迎える今、今後の日本仏教の僧侶に何ができるかを考える一助としたい。

なを、東奥三陸大海嘯発生当時、真言宗（主に新義派）自体がいかなる方針のもとにどのような活動を行ったのか、『密嚴教報』の記事を中心に編年的にまとめてみた。本文と併せて参照いただきたい。

◆ (一) 釋雲照律師の半生

◇ここでは、律師の修学内容を中心に、その半生における事蹟の概要把握を試みる。

主に、以下の史料などに基づき叙述した。

鷲尾順敬編纂『増訂再版 日本佛家人名辭書』「雲照」の項（明治四十四年十一月、東京美術）

草繫全宜編「雲照大和上年譜」（『釋雲照』上巻。大正二年十二月三十日、徳教会刊）

密教辭典編纂会刊『密教大辭典』「雲照」の項（昭和六年八月二十一日刊。上田進城筆）

上村教仁（泥牛）著「雲照律師の遷化を悼む」（明治四十二年五月十五日発行『智嶺新報』第九十九號所収）

山内脩謙著『明治・大正 傑僧秘談』「真言切つての戒行者釋雲照」(昭和四年四月二十日、大雄閣発行)

高見寛應著『真言宗大徳列伝』「雲照」の項(平成二十年二月一日、株式会社青山社発行)

伊藤宏見編著『雲照・興然遺墨集』(昭和四十九年三月十日、文化書房博文社発行)

◆釋雲照律師略伝抄(記号表) ○修行 ○宗学 ●余乗 ☆戒

誕生(文政十年三月二十日辰の刻/一八二七) 一歳

出雲国神門郡東園村に生まれる。父は渡部忠左衛門(伊藤紹介の山根女史作系図には「久左衛門」、母は簸川郡斐川町字原鹿の屋号「松の前」家の女(伊藤)。律師はその四男(伊藤には次男)。俗名は不明。

一仏門をたたく(天保七年二月二十日/一八三六) 十歳

同郡知井宮村岩屋寺多聞院慈雲上人の弟子となる(鷲尾は慈雲尊者と誤認)。

☆得度(同年九月八日)

同寺において慈雲上人を親教師(有部律の戒師をさす呼称)、大雲法印を教授師、弘法寺学鳳法印を証明師に、出家得度して沙弥となる。字は大雄、諱は雲照。

○四度加行勤修(同十三年五月二十五日/十四年三月/一八四二、一八四三) 十六、十七歳

出雲松江千手院道場において四度加行勤修。

☆戒法との出会(同年)

千手院先住澄雄上人の弟子の惠觀師が御室仁和寺塔頭真乘院から帰山。同師が持ち帰った海印律師写『沙弥十戒法並威儀經』一卷を借り受け、一読して戒法の有り難さを知る(草繫)。

外典（*儒教）を習う（同十四年）弘化元年／同（一八四四）十八歳

奥谷の園山作助に『詩経』『書経』『左傳』『荀子』等を習い、翌春、母衣町明教館の儒生井山團彌に『論語』や『易経』を聴く（草繫）。

○高野山初登嶺（同年八月秋）

實賢にしたがい傳法灌頂入壇。

○阿遮羅明王秘法三千箇座成滿（同二年二月十四日起首／一八四五）十九歳

あしやらみょうおうひほう
涅槃会の前夕、忽然として靈感に打たれ、仏前に祈誓して生涯不犯を決意。不動法三千箇座をなすとげる。

二度目の高野山登嶺（同年三月四日出発）

○三寶院流報恩院方受法（同年冬）嘉永元年春／（一八一八）二十二歳

高野山を下山し、宣明和上にしたがい幸心流一流皆伝。

○岩屋寺で灌頂修行（弘化四年二月／一八四七）二十一歳

實賢阿闍梨を屈請して岩屋寺において灌頂修行。

○また同寺と自性院で二回にわたり『理趣釋経』講傳受法。

慈雲上人遷化（同年八月三日）

師が世寿六十歳にて遷化。

高野山に登嶺し一山大衆となる（嘉永元年三月四日／一八四八）二十二歳

高野山普賢院に掛錫して金剛峯寺に交衆する。

●以後、正智院良基に華嚴

◎實賢じつげんに真言宗学

●持宝院密賢みつげん（高堅）に天台

◎真龍院量觀に雲傳神道等

◎真別處隆鎮に『秘藏記』講傳（以後、三回におよぶ）受法。

☆有部律受戒と戒学修学（同年八月二十日〜九月二十五日〜）

九月二十五日、隆鎮に随い岡山の薬師院において菩薩戒と沙弥の十戒を受け、あわせて『有部律撰』聴受。

○求聞持法修行を始める（同年十一月十五日開白。以後、文久元年冬までに十六度におよぶ）

智光に求聞持法を受法。

十一月十五日、岡山県邑久郡土師村正通寺において求聞持法開白。

◎智光、隆鎮に宗学を学ぶ（嘉永二年／一八四九）二十三歳

高野山明王院の智光律師に備前児島北方の瑞泉院にて『菩提心論』や『即身義』を学ぶ（以後、嘉永三年におよぶ）。

五月以降、大阪の島ノ内の三津寺において隆鎮に『理趣経』講傳受法。

◎靈雄に宗学を修学（同春秋八月〜）

八月、播州明石の願成院に赴き、高野山釈迦文院靈雄（祥道）に『大日経』講傳受法。

◎隆遷に宗学を修学しなが（嘉永三年二月〜／一八五〇）二十四歳

秋、阿波国撫養港に赴き、隆遷に『大日経』住心品を学ぶ。

●密賢に天台を学ぶ（嘉永二年十一月〜安政五年）

終生の法友の西加茂神光院和田智満（高見寛恭編著「和田智満和上年譜考〔上〕」密教学会報第十六号）、河内延命寺上田照遍（上田靈城編著「照遍和上―その生涯と思想」密教文化第二二五号）のお二人が同席している。

◎隆鎮より安祥寺流受法（嘉永四年／一八五二）二十五歳
春、隆鎮から安流の印可を受け、『大日経奥疏』受法。

◎宗学初講（嘉永五年／一八五二）二十六歳

『即身義』を講ず。

●龍謙（隆榮）に唯識を修学（嘉永六年／一八五三）二十七歳・三月

京都北野の清和院にて智山の隆榮に『成唯識論述記』を学ぶ。

●大寶に天台を学ぶ（安政二年春／一八五五）二十九歳

比叡山麓坂本の世尊院に赴き、大寶律師に『摩訶止観』と『梵網経』を学ぶ。

当時、佐伯旭雅、上田照遍が同席している（旭雅自伝『旭雅履歴』密宗学報第三十六号。上田、同前。）

☆端堂に正法律受戒（同年）

高井田長栄寺にて慈雲尊者の直弟で高貴寺第五世の端堂を拜し、正法律（西大寺系四分律を本とする寛容な戒律学）の十善戒、八齋戒、沙弥の十戒を受得。戒学尊崇の念がたかまる。

◎雲伝神道灌頂（安政三年／一八五六）

高井田長栄寺にて端堂から雲伝神道灌頂受灌。

☆正法律形同沙弥戒受得（同）

同寺にて端堂から正法律の形同沙弥戒受得。

○高貴寺にて法同沙弥戒受戒の前行に九度目の求聞持法開白。

○八千枚護摩供修行（同五月）。以後文久元年までに五回。

☆正法律法同沙弥戒受得（同）

高貴寺にて端堂から正法律の法同沙弥戒受得。

☆律院開基（六年／一八五九）三十三歳

岩屋寺の寺法改正、律院を開く

☆正法律苾芻戒進具（同八月二十一日辰刻下分）

高貴寺戒道場にて戒和上に端堂、教授師に靈明のもと、正法律により進具して戒体発得。

☆覚明かめいに四分律聴受（九月十九日）

九月十九日から、洛南西八条の大通寺にて、三宮寺覚明和上にしたがい、南山律師道宣の『四分律行事鈔』を学ぶ。当時、和田智満が法兄覚樹かめいと同席していた（高見）。

☆有部律具足戒受得（同年）

真別處圓通律寺にて築嚴えいこんを親教師、慈明律師を教授師として、有部律により進具。

☆初めての夏安居げあんこ（同二年／一八六二）三十六歳

但州比曾寺にて夏安居。

◎『秘藏寶鑰』を講じた。

☆初めての授戒会（同）

秋、同国の竹濱神通寺と大谷大仙寺にて宗学を講じ、授戒会を兩度修行。

◎また城崎温泉にて『般若心経』を講じた。

◎榮嚴に小野諸流受法（同三年）慶應元年／一八六三～一八六五）三十七～三十九歳

真別處圓通律寺にて榮嚴に小野諸流を受法。

☆榮嚴に有部律を学ぶ（同）

○護摩供三千箇座・請雨法修行（慶應二年／一八六六）四十歳

朝廷の使者（和歌山藩士）が高野山本坊にて一大衆に女人禁制解除を通達した際、末座にいた律師は、嗟峨天皇の勸諭を盾にとりこれに反駁を加えた。

猛りたつた暴徒は、律師が止宿する真別處にまで押しかけ、師を縄で縛り上げ、女人堂から追放したという。

これに憤慨した師は、真別處の末寺の和州柴水山宝塔院吉祥寺において、護摩供三千箇座をもって無言の抗議の姿勢を示された。

この人なみ外れた座数は、師が若年の頃、一生不犯を誓った際の不動法の座数と奇しくも一致している。

またその一方では村人の請いに応え、雨ごいの法を修してもいる（富田敦純『日本宗教新史』昭和三十二年、寶仙寺。浅井證善『別所榮嚴和上傳』平成十六年、東方出版）。

律師は、平田派の廃佛煽動を耳にするや奮い立ち、諸方に働きかけている。

◆まとめ

以上、明治元年までの律師の出家修行の様子を概観した。

結果、師の志向性には、生涯に二度にわたって完遂された、三千箇座という途方もない座数の行法、十数度におよぶ求聞持法、また数度にわたる焼八千枚護摩などに特徴的な、実践的傾向が濃厚に見てとれた。師の僧侶としての生きざまは、自身が敬慕する慈雲尊者と同様、生活に根ざした戒学の実践に立脚した、定・慧二門の双修にあったと思われる。

その基礎の上に、真言宗学の事教二相の修学と、天台教学の研鑽があったといえよう。

なを律師とともに天台や唯識、また有部律、真言宗学などを受学した人に、隆鎮、碩道、栄嚴など歴代の真別處圓通律師和上門下の同学で、後の隨心院、善通寺、泉涌寺住職を兼任した佐伯旭雅がいた。

旭雅、河内延命寺の上田照遍、西加茂神光院主で旭雅の後の隨心院住職の和田智満、雲照師の四人は大宝門下の天台学の四天王と謳われてもいる。

加えて智満とは、河内高貴寺五世の端堂和上門下で、共に正法律を受学した間柄であった。

なかんづく隆鎮、栄嚴をはじめ、上述した律師の同学者は皆、戒学堅固の求道的な性格が共通している。

次節では、律師の公的活動を一瞥してみたい。

◆ (二) 釋雲照律師の公的活動

◇ここでは、律師の生涯における様々な事蹟の中から、公的、かつ代表的な活動事例を摘記する。

〔ア〕 太政官建白〜各宗同盟会結成〜教部省開設 (M1〜5)

〔イ〕 高野山大学林出講 (M12〜)

〔ウ〕 真言宗大成会議 (於靈雲寺)、真言宗統一〜宗規、学則改正 (M12〜13)

〔エ〕真言宗總覺、沙弥寮設立 (M 14)

〔オ〕東寺大勸進 (M 15) 〕後七日御修法再興 (M 15) 〕6 〕 〕宗祖弘法大師一千五十年御遠忌 (M 17)

〔カ〕『密宗安心義章』編纂、ならびに発刊 (〕M 16)

〔キ〕戒律学校 (後に目白僧園と改称) 開設 (M 18) 〕

〔ク〕十善会再興、『十善寶窟』発刊 (M 22) 〕23)

〔ケ〕夫人攝受正法會の設立、『法の母』発刊 (M 26) 〕

〔コ〕東奥三陸大海嘯被災地の救恤活動 (M 29・6) 〕

〔サ〕三教一貫徳教々育主義〕徳教学校構想 (M 30) 〕

◎以上、律師の生涯における多くの出来事から、便宜的に十一項目の事蹟を摘記した。ここでは、それらをごく大まかに分類しておきたい。

◇第一群〔ア〕 ・ 廃仏反対 (超宗派的行動)

◇第二群〔イ〕キ〕 ・ 宗派保全 (宗派人的行動)

◇第三群〔ク、ケ、サ〕・ 道徳教育 (超宗派的行動)

◇第四群〔コ〕 ・ 人道支援 (超宗派的行動)

◎律師の事蹟を傾向ごとに分類した結果、上記の四群に大別された。

◇第一群の「廃仏反対」は、明治維新当初、近世中〕後期の国学から派生した復古神道の廃仏思想抬頭を背景に、平田派国学者である玉松操、福羽美静、大國隆正、平田鏡胤、矢野玄道などの神祇官々僚たちによる思想的煽動の結果、日本中で仏教排斥の風潮が激化したのが、これに対抗して伝統仏教各宗派の有志僧侶達により超宗派的に

はじめられた運動である。

代表的な活動家である高野山明王院の高岡増隆師や浄土宗の浄国寺養鷗徹定師と共に、律師も当初から積極的に各宗派の有識者の間を周旋して廢仏反対の論調を強め、加えて佐伯旭雅師と協力して太政官に建白書を提出してもいる。

こういった一連の運動の結果、超宗派的僧侶養成機関の總覺の設立をはじめ、神、儒、佛の三派を管轄する行政機関の教部省開設、さらには賛否両論あるものの神仏合併大教院が設置されて、仏教排斥の危機はひとまず回避されたのであった。

◇第二群の〈宗派保全〉は、文字どおり律師の信奉する真言宗自体を保全する一連の行動である。

イ、ウ（学則の改正）、エ、キの四項目は、将来の日本仏教を担いうる三学具足の如法な真言宗僧侶を育成するため、有部律の清規に準拠した律院式僧堂生活を基盤とする行、学一致の教育体制の宗規制度化、及びそれに基づく真言宗立学校確立のための一連の行動である。

ウ（真言宗各派の統合化、および統一宗派規約と学則の制定）→キの五項目は、東寺を一宗の象徴的中心寺院と定め、公選で選出された東寺住職を真言宗全体の管長に推戴し、宗制、教育、儀式、教化の四本柱によつて全真言宗の統合化を図る試みであった。

◇第三群の〈道徳教育〉は、律師自身の尊崇する慈雲尊者の十善戒による「人となる道」の主旨に基づいている。僧俗、宗派、身分、性別等のいかんと問わず、広く十善戒の護持を勧め、その実践により日本人の道徳的資質向上を図ることが骨子とされた一連の運動である。

クは、最初明治十六年一月、再興第一度目の後七日御修法ごしちにちのみしゅほの結願後、久邇宮朝彦親王くにおのみやをきむちを訪れた律師が「十善戒

こそ治国の要道である」旨を上申したことを契機に、東京と京都の双方において発足している。

同会の発足当初の趣旨は、十善戒の護持を日本中に弘め、国民に因果応報こころわりの理を知らしめ、神仏を尊ぶ意識を育み、それにより国体維持の一助とすることにあった。

なを当時の会員には久邇宮朝彦親王、小松宮彰仁親王あきひとを上首とする皇族の人々が名を列ねていた。

しかし明治十七年四月、京都における一宗大会において自説が棄却されたことをきっかけに、律師は活動の場を東京に移している。そのため同会の活動はやむなく中断を余儀なくされた。

◎のち明治二十二年十月には、目白新長谷寺十善戒根本道場において総会が開かれ、従来の会則を改良して装いも新たに十善会（正式名「十善道徳法会」）が再開された。

同会の目的は、「十善を拡張し如法の学徒を養成して以て仏教を振興する」〔十善会規則綱要〕抄記〕ことである。

再興の要旨は、「く仏教の衰滅を痛嘆し、内には如法の僧を養成し、外には淳良の会員を誘導し、以て如来の正法を興復せんと欲するに在り。く」〔十善会拡張の要旨〕抄記〕であった。

同会では、十善戒の振興により人心の迷妄ひらを啓き、真正の知見を開くために『十善寶窟』を刊行し、会員に頒布している。

ケは明治二十六年七月二十八日、愛宕下の曹洞宗萬年山青松寺において、二百数十人におよぶ女性会員出席のもと、十善会々員や律師ゆかりの各寺院住職の随喜を得て発足した。

同会の正式名称は「夫人攝受正法会」（フジンシヨウジュシヨウボウカイ）である。

趣旨は、勝鬘夫人の芳躅を慕い、十種大願を経（たていと）、四恩十善を緯（よこいと）に、婦人の徳義を高め

るため、毎月雲照律師や元峰禪師等の高僧を拝請して講義・法話を聴聞し、その内容を『法の母』に掲載して同会員に頒布することであった。

サの神、儒、仏三教一貫の道德教育を標榜する徳教学校開設それ自体は、律師の突然の僥化によって、ついに実現することはなかった。しかしその意識自体は、すでに再興した十善会の要旨の中に認められる。

そこには、会員は相互に知人に同会への入会を勧め、会では十善十悪と因果応報の真理を講じてこれを会員に理解せしめ、それによって社会の道德観を高揚し、会員が増加するのをまっけて専門と普通の二種の学校を設置するとある。

専門校では、三学具足の如法僧を養成して正法の種子を継がしめ、一方の普通校では、会員やその親戚の子弟などを入学させて通常教科と仏教の真理（十善十悪と因果応報）を教授するとある。

中でも仏教の真理については、これを日常生活の中で教育する方針であった。

のちに明治三十年頃、夫人正法会々員で女子教育に携わる某女史が、勝鬘夫人の十大願と四恩、十善による仏教德育主義の女子学校開設を生涯の目標としたこと、同三十二年女子看護師育成に従事していた秋間爲子女史が校則を改正し修身倫理の科目に重点をおきその担当を目白僧園の僧衆に委ねたこと（以上は『法の母』より）、十善会員の和田元右衛門氏他の諸氏の発願により律師を戒師に招請し四恩、十善の道德精神によって児童を教育し、社会の弊風を改め道德的な国民性を育むことを目的とする十善教育会が設けられた（『十善教育会緒言』『同規約』より）ことなどが直接間接の刺激となり、同四十一年六月以降の徳教学校開設のための一連の具体的行動につながったものと思われる。

◇第四群コ（人道支援）はまさに本稿の主題である。日清・日露の両大戦にはさまれた時代、たびかさなる震

災や火災、また洪水、それらに伴う飢饉などが日本中を席卷した。

中でも明治二十九年六月十五日夜、青森、岩手、宮城の東北三県の太平洋沿岸部をおそった三陸大海嘯に際し、律師と女性信徒組織の夫人正法会々員たちを中心とする、目白僧園、十善会々員がとった、物心両面にわたる一連の被災地支援の活動である。

このような律師と信徒たちによる人道支援的活動は、国内における災害のみにとどまらず、ほぼ同時期に発生したインドの大飢饉に際しても同様に行われている。

◆まとめ

以上、維新当時の日本仏教を代表する僧侶、いわば公人としての律師の言動から、代表的な事蹟を摘記し、その全体的志向性の把握を試みた。

結果、律師の一連の言動は、仏教自体は本来の人間の道徳性を回復するためにきわめて有益であり、近代化をむかえた日本人にとっても絶対に必要であるという信念によって貫かれていたように受け止められた。

律師の三学具足の如法僧育成を第一義とする仏道修行のあり方は、一般に「三学主義」、あるいは「戒律主義」ともよばれている。一部の人びとからは、現実離れし、旧態依然とした、貴族主義的仏教の代表のようにいわれ、忌避される場合もあった。

律師の理想とした、三学具足の仏教教育の新たな拠点である目白僧園は、その当時、真言密教の本場、高野山の中でも、一際厳正な修行空間である真別處圓通律寺をモデルに開創されている。

都会の人々にはあまり馴染みのない、目白僧園における律院式僧堂修行のあり方は、多くの信徒の寄進により

その運営が支えられていた。

信徒の中には、皇族や華族の人びとの名が列ねられている。その様な事情の上に、律師の教育方針や目的を理解せず、一般社会とは異なる生活形態の外見のみを見る一部の人びとからは、現実社会と隔絶し、厭世的かつ時代錯誤的な、貴族主義の出家仏教の典型の様に誤解されたのである。

しかし律師の主張自体は、決してそのような偏狭な性格のものではない。意図するところは、あくまで僧俗ともに、慈雲尊者の標榜した『正法律』の核心、つまり『十善戒』を實踐することにより、人間の道徳性を回復することにあった。

律師は、また維新以前の伝統仏教各宗派の富裕な一部大寺院、およびそこに属する僧侶たちのあまりにも豪華な身なりや生活ぶりなどが、日本仏教が育んだ高度な精神性や質素儉約を旨とする崇高な生活様式とかけ離れ過ぎたため、復古神道派の反発や多くの庶民の反感を買い、また幕藩体制の一翼を担ったこととも相まって、やがて世間の尊敬を喪い、仏教離れや廃仏の機運が高まったこともよく周知していた。

その反省から、真言宗の中では、いちはやく高野山において、学制を改め本来の僧侶を育成する必要性を訴えている。それは有部律の清規に則った厳正な僧堂修行により、行、学一致し三学具足した徳のある如法僧を育成することが骨子であった。

この主張は、明治十二年の真言宗の大同団結をふまえ、同十四年東寺に真言宗總鬘と沙弥寮が開設されることで全真言宗的規模において実現された。

ところが同十八年には、律師の理想のよき理解者にして戒弟でもある大崎行智師が突如として入滅され、また宗規が改められて總鬘は閉鎖。その跡には事相講傳所が置かれ、總鬘に代わり高野山に古義派大学林、東京音羽

の護国寺には新義派大学林がそれぞれ開設されるにいたった。

律師は信徒の青木貞三氏の進言を容れ、一切の公職を辞して東京へと活動の場を移した。そして青木氏・山岡鐵太郎（鉄舟）氏等の外護者の支援を受け、目白の新長谷寺に私立の戒律学校を開設した。

目白僧園と改称されたこの学校は、厳正な僧堂生活により、三学具足の如法僧を育成することを主眼としていた。

一方で、一般信者を通じ、日本中に十善戒の実践による道德教育を弘め、あわせて如法僧の教育を後援するための十善会が開設された。さらに婦女子を対象とした夫人正法会も組織されている。こういった十善戒による一連の啓蒙活動の上に、一般国民の道德心向上を図る徳教学校構想があったと言えよう。

なを神、儒、仏三教一貫の道德教育である徳教主義は、あくまでも三学具足の如法僧により推進されるというのが律師の意向であった。

故に僧堂生活による如法僧育成と、徳教学校による国民の道德心向上とは、基本的に抵触するものではないことが理解できる。

本稿の主題である、律師と信徒組織の一つである夫人正法会々員たちが中心となって行われた三陸大海嘯被災地の救恤活動は、『法の母』等に掲載された当時の記事を見ると、同会の月例法話会における勝鬘夫人の十大願についての律師の継続的な説法、および四恩、十善のすすめに感化をうけた婦人たちが、災害の発生を耳にするや自発的に発願して始められたように見受けられる。

以上、律師による一連の十善戒普及を主体とした道德啓蒙活動は、実は律師自身の堅固な求道心に基づいており、維新当初からの様々な公的活動の原動力そのものであったと結論付けておきたい。

◆ 〈三〉 釋雲照律師と夫人正法会の被災地支援

◇ここでは、明治二十九年六月十五日午後八時過ぎ、突如として青森、岩手、宮城の太平洋沿岸部を襲った大津波災害に際し、釋雲照律師と師の信徒組織の一つの夫人正法会が行った、被災地支援の実態について報告する。なを、一連の支援活動の経緯や前後関係の把握の便を考慮し、当時の記事をもとに時系列順に記述した。

◇参考文献

十善会々報『十善寶窟』

夫人正法会々報『法の母』

◆ 雲照師と夫人正法会の動向

▲ 夫人攝受正法会発会

明治二十六年七月八日午後二時三十分、東京市芝區愛宕下町萬年山青松寺にて、同会発会する。当日午後三時から、同山住職北野元峯禪師が『維摩經』講話、同午後四時には律師による本会発会に関する法話がなされた。午後五時三十分散会（『法の母』第一号、雜録「○本会発会の景況」）。

同会の趣旨は、勝鬘夫人の十種大願の旨趣に準拠し、父母への孝順により四恩に報じ、十善の正法により婦人の美德を養成し貞操を生育することにあつた（同、『夫人攝受正法会創立の趣意』）。

▲ 『法の母』第一号創刊

七月二十八日、夫人正法会々報『法の母』創刊する。発行人は目白僧園の釋法契師、編集人兼印刷人は同釋峻崖師である（同）。

▲十善会「仁王会」再興発願

二十七年二月一日、東京市小石川區關口駒井町六番地の目白僧園から、略式仁王会再興発願の趣意書が、十善会々員、夫人正法会々員、内外の僧俗に向け發送された。

元来日本における仁王会は、天災地殃七難の現れる時には、かならず宮中や諸寺諸山において、持戒有徳の僧により奉修されていた。

同会の再興は、最初、明治初年に高野山の隆僊師や雲照律師等の人々により企図されたが、その時には未だ機が熟さず実現しなかった。

そこで十善会講師で慈雲尊者の法孫にあたる河内高貴寺々務兼攝州米谷清澄寺主道樹比丘は、

① 一部以上の経本印施

② 正、五、九の三長齋月に各十部以上の讀誦

③ 年間十部の讀誦

以上の簡便な三通りの方法のいずれかを僧俗に選択させ、誓言予約させることにより、その復興を發願されたのであった（同第八号雜録「○略式仁王会再興發願」）。

▲本真尼一行の菩薩戒受戒

二十八年五月五日午後一時、十善会は僧園道場において、律師を戒和上に屈請して、春季菩薩戒受戒会を挙行了した。

證明師には、室泉寺實乘、愛染院宥乘の両律師、隨喜には廣徳寺全鏡、國上寺頓阿、歡喜院英良、藥王院宥高、南蔵院秀榮、東林寺法如、勝海上人の諸師が同席した。受者は新受、重受あわせて六百余名に及んだ。その上首

に三河幡豆郡吉田村徳雲寺住持の本真沙彌尼と近住尼三名がいた（『寶窟』第六十二輯、雜録「◎十善会春季菩薩戒授與式概況」）。

▲本真尼一行の八齋戒受戒

翌六日午後一時、僧園道場において臨時菩薩戒授與式が執行された。本真沙彌尼、念稱、教眞、眞瑞の近住尼の四人は、これを重受し、その後で八齋戒を受得している（同「◎臨時授戒」、「◎八齋戒受者」）。

▲本真尼一行の山形震災救恤

二十八年五月、受戒後、一行は山形県酒田町に赴き、震災救恤に従事。被災地への義捐物資は、律師の「人の道」、同「軍事に関する觀念」、無能上人の『本願和讃』等、三千余部。さらに衣類二十七貫目、蚊帳五十張、古着類八十貫目、法友の美濃の智暎庵主とともに購入した五十圓分の手拭いと風呂敷であった（同「◎正法恢復の前兆」、同第七十一輯、雜録「◎眞味逆境に依て顕はる」）。

▲本真尼一行二度目の山形救恤

秋十一月、翌二十九年一月、本真尼一行が再度、山形県酒田市に赴き、救恤物資を施与した。

今回の義捐物資は、『人の道』等三千余部をはじめ、三河、尾張、東京、桑折、仙台、楯岡等の有志から寄せられた衣類、四百四十貫目に及んだ（同前）。

▲雲照師のインフルエンザ罹患

同三月三十一日（一八九六）七十歳

流行性感冒に罹患した師は、医師たちの強いすすめにより、四月六日午前十一時、篤信者の薩摩治兵衛居士の自宅（神田區駿河臺鈴木町二十一番地）にて療養することになった。

ところが餘病併発し、四月十六日には一時危篤の状態に陥った。幸い翌十七日から病状が好転し、二十一日には重篤の危機を脱せられ、漸次快方に向かっている。

五月七日頃から法衣を身につけ、錫杖を杖ついて、日々二、三回づつ邸内きょうどうを經行、出合う人毎につねに仏教の玄理を談じ、十善道德の必要を説かれるまでに快復したという。

目白僧園関係者は、多くの人々の祈願力、仏天の加被力、佐々木東洋医師をはじめ八十島、坂口、長瀬、多能の各国手、医科大学の丹波敬三教授等の懇篤なる治療の三者の功が相まった結果、律師が恢復できたとする。

またその陰に、同月六日逝去した、僧園内の法契沙弥の代受苦行があつたことを、同沙弥筆『普賢延命法次第』の裏書を紹介し伝えている。

なを、当時病床にあつた律師が、慰問の人々に説いた内容の一端は、『僧園戒師病床垂示』に記録されている（『寶窟』第七十四輯の雑録「◎戒師大和上御病氣順快」、「◎沙弥法契逝す」より）。

▲居士会の設立

五月八日、三浦観樹（梧樓）子爵、谷元道之氏等が發起人となり、月例の会合を催して講筵を開き、互いの徳を培養し正法恢復の基礎を固めるために設立された居士会の第一回が開催された。当日は、八十島医師ほかの国手の聴講もあつた。

▲力士陣幕通高施主の施餓鬼会勤修

日頃から律師に帰依し、放生等の慈善行に熱心な大相撲力士の陣幕関は、発願して六月二十八日から七月四日までの七日間、僧園道場にて施餓鬼会を齋行。

▲夫人正法会での律師の法話

七月二日午後一時、愛宕下青松寺道場にて、すっかり健康を恢復された雲照律師が、夫人正法会々員たちに「歸依三寶」（『法の母』第三十七号「法苑」）「東奥三陸被害者施行慈善の功德」という趣旨で法話している。その骨子は、三帰、十善、六波羅蜜の精神に則り、衣服等の資財施行による被害者救恤の督励であった。

当日の聴衆は、土方伯爵夫人をはじめ、同会々員九十余名にのぼっている（『寶窟』第七十六輯、雜録）。

▲十善会員田倍直氏の書簡

大海嘯の悲報に接した同会では、現地の会員たちに慰問状を発送した。

以下は、田倍直氏からの返信の一部である。災害発生翌々日の現地実検の所見が寄せられているので紹介しておきたい。

「〔中略〕当地方も沿岸一帯の漁村は、非常の災害にて、家屋は十分の九、人命は十分の七の割合にて流亡致し候う。十七日、被害地視察に出張り候うところ、到るところ死屍累々として、その惨状言語に尽くしがたぐ、酸鼻に絶えたる有り様にごさ候う。しかし会員は一名もこの惨害に罹り候う者これ無し。是れ偏に正法の功德によるところにして、一層隨喜信心を増進致し候う。』（同雜録、「◎田倍直氏の書柬」より）。

▲目白僧園大海嘯溺死者追吊会

七月四〜六日にわたる三日間、目白僧園十善戒根本道場では、大灌頂光明真言加持土砂秘法、ならびに大施餓鬼会を奉修した。三日間に喜捨された二十六円余にのぼる香料等は、すべて被災地に施与された（同雜録、「◎大海嘯溺死者追吊会」）。

▲川島十善支会にて追吊会奉修

七月十日、廣徳寺道場において、正木全鏡僧正導師、職衆六口、在家受菩薩戒会員等百八十余人が、三座の光

明真言土砂加持秘法を奉修。同支会では、加持土砂入り袋と義援金三十八円余を十善会に送付した（同雑録「◎川島支会追吊会」より）。

▲夫人正法会の義捐活動

同会では律師の法話の旨を受けとめ、山田、鳥尾、三浦、田中、鼓、玉置、兎玉の各夫人が発起人となり、日頃聞かされている勝鬘夫人の十種の大願の内、第八願の趣意に基づき、十善会々員や夫人正法会々員、また有縁の人々に、『謹んで海嘯被害者に衣類の施與を請ふ書』を示し、施与品等を勸募した（同雑録、「◎夫人正法会の義舉」より）。

▲本真尼の上京

七月十三日、同会の動きに呼応して、律師の戒弟の本真尼が上京した。同尼は、僧園に集積された義捐品を携え、自ら被災地に臨み、手ずから施与することを志願した（同前）。

▲義捐品募集第一回締め切る

七月二十日、正法会では、本真尼のいち早い現地入りによる支援を実現するため、第一回の義捐勸募を締め切った。即日第二回勸募を始める（同前広告「◎東奥三陸羅災者救恤義捐金表」）。第七十七輯雑録「◎夫人正法会募集の義捐品」。

▲義捐品整理完了と律師の加持

ここまでに、多くの人々から寄せられた義捐品は、五万余点の多数を数えた。

正法会では、三県下における被災者の実数について、あらかじめその筋に問合せ、平等なる分与を期した。そのため、発起人の各夫人や本真尼をはじめとする数十人の女性たちが僧園事務所に日参し、二、三点、あるいは

は四、五点づつこれを束ね、荷造りを完成した。

七月二十八日午後四時、発起人各位は発送の手配などすべての準備が整ったので、律師にその物品の加持を乞うている。

律師は、僧園大講堂を荘厳し、大衆を率いて入堂され、三平等、三密相應の秘観を凝らし、うず高く積み上げられた衣類等の物品に加持灑淨を行い、参列した同会々員八十数名に対して十善戒を授け、また懇切な法話をを行った。

その施与品の内容は以下のとおり。

- ① 衣類等の物品五万余点
 - ② 『人の道』千五百部
 - ③ 『十善戒自受法』一万部
 - ④ 阿弥陀仏尊影千体（大阪市松浦善右衛門居士印施）
 - ⑤ 地藏菩薩尊影二万體（東京今泉六郎居士令室芳子印施）
 - ⑥ 加持土砂包三万余袋
 - ⑦ 金四百二十七圓十六錢四厘（内百二十七圓四厘は十善会義捐分）
- 以上（同前、『法の母』第三十八号、雑録「◎義捐品御加持」、「◎阿彌陀如来と地藏菩薩の尊影印施」）。

▲ 正法会義捐品寄進者へ謝辞

七月二十八日、同会は、被災地へ衣類等を寄進した人々に謝意を表した。

「夫人正法會々員中有志募集発起者・山田龍子・鳥尾泰子・三浦愛子・田中伊與子・鼓文子・玉置輝子・兒玉周

子」(同第三十七号、雑録「海嘯被害者へ救恤せられし、諸君諸姉妹に呈するの謝辭」)。

▲本真尼の出立と義捐品発送

八月一日、義捐品が汽車、および汽船によって現地に発送された。

同日午後、本真尼は二人の沙弥尼を随え、上野発の汽車に乗り、一路仙台へ向けて出発した。

律師は尼に対して、加持土砂の功德とその供え方について、懇ろに指示を与えている(同雑録「◎土砂施與」、

第三十八号雑録「◎義捐品御加持」)。

また今泉氏令室は、律師に懇請して、印施の地藏菩薩尊影二万体の開眼をした上で、これを同尼に託している(同前「◎地藏尊御影印施」)。

▲律師信徒の某二位の供養

八月二日、某二位の方は、三陸大海嘯の被害で亡くなった数万人のみ霊の得脱のため、代参者に金十圓をゆだね僧園に寄進した。また侍女四名は、金千疋を供養している。

僧園では、寄進された金銭によって、『人の道』千余部を印刷し、三陸羅災の人々やその他の信心な人々に施与した(同雑録「◎二位某殿御方」)。

▲本真尼一行の巡錫(宮城県)

八月一日午後、本真尼一行は上野駅から汽車に乗り、仙台に向かった。

同二日、仙台に到着。佐々木重兵衛居士邸に一泊。

翌三日、県庁に勝間田氏(県知事?)を訪ね、正法会から派遣された旨を伝えた。氏は大変よろこばれ、各郡役所等にその旨を通達した。

一日おいた五日午後、塩竈に至り一泊。

翌六日、同港から船便にて牡鹿郡石巻港に渡る。船中、水難に遭われた精霊回向のため、地藏菩薩御影を取り出し、流水供養を行った。同乗の人々はみな随喜して、先を争って供養された。そこで『人の道』や『十善戒自受法』等を施与した。

七日、牡鹿、桃生の二郡の役所を訪ねて慰問した。次いで十五濱に赴いたが、その惨状に戦慄したという。

中でも荒濱は全村が流出し一戸も姿を留めていなかったと。その地には、三日間逗留し、『人の道』や『自受法』等を施与した。また一々墓所に詣でて回向を行った。

次に十三濱に出、激甚災害地の相川をはじめ、小指、大指、谷倉、悲惨をきわめた長清水、また田の浦等十里におよぶ道程をくまなく慰問し、義捐物資をそれぞれに施与した。

志津川にいたるとすぐに病院を訪ね、収容者を慰問し、物資を施与し、また法話を行い、十善戒と念仏を授けた。

十四日、清水濱に出る。当地の惨状もまた筆舌に尽くせず、死者百八十名、戸数三十四戸にのぼっている。そこから気仙沼にいたるまでの八、九ヶ村、一、二、三、七の字におよぶ被災地をもれなく慰問した。

なかんづく階上村は凄惨をきわめた。全村八十余戸すべてが流出、四百余の遺体は海岸の一ヶ所に葬られ、そこにはただ小石が墨々と重なる上に一本の標木のみがあったという。

一行は懇ろに誦經して加持土砂を墓に納め精霊を弔っている。

十七日、気仙沼に着き、同地の病院を訪ね慰問した。

▲本真尼一行の巡錫（岩手県）

まず気仙郡唐桑村、横田村等を施行。

二十一日、尾張の小西三郎居士からの義捐物資を一ノ関まで受け取りに向かう。途中、一老夫婦の家で齋食し、地藏菩薩御影を授けた。

翌日、午後一時、一ノ関に着き荷物を受けとる。

以降、末崎、大船戸、綾里、越喜來、大明戸、唐丹等の村落を慰問して施行した。

九月十九日、釜石港に着く。同港の被害は県下でも突出しており、犠牲者の数は三千七百余人に及んでいる。西閉伊郡役所は、被災者救護のため同地に出張していた。

一行は同地の病院、郡役所等を一々訪れ、また被害者一同へはもれなく義捐物資を施与した。

二十三日、両石に出、次いで大槌、舟越、織笠、山田、大澤、重茂等の十余ヶ村において施行した。

二十九日、田老に出た。当地の被害は釜石に匹敵していた。全四百戸の内、残存するのはわずかに四十戸のみ。そこから南九戸の施行を行い、岩手県巡錫を終えた。

▲那須雲照寺先師忌辰追孝法会

九月九日、律師は先師岩屋寺慈雲上人第五十回忌、実母の十七回忌、東奥三陸大海嘯一周忌、自身出家六十年、雲照寺開創十三年、同人仏供養十年を期して、恭しく道場を莊嚴して光明真言加持土砂秘法、ならびに大施餓鬼会を奉修し、あわせて自著『人の道』を印施して広く道俗に頒つた（『寶窟』第七十八輯「◎先師忌辰追孝法会」、同第七十九輯、雑録「◎大和上御巡化」）。

▲十善会略式仁王会開白

九月二十九日、同会では当時、三陸大海嘯をはじめとし、東北、北陸、関東、近畿、山陰など日本全国を席卷

した洪水、暴風、震災などの自然災害の猛威をかんがみ、将来的に起こりうる幾層倍の大災害力にそなえ、自他平等に現当二世の安樂を獲得し國豊民安の基礎を強固ならしめるために、不空訳『仁王護國般若經』の讀誦を主体とする略式仁王会を開白した（『寶窟』第七十八輯、雜録「◎敢て愛國護法の諸賢に訴へて十善八齋を奉行し至誠に仁王護國般若經を奉讀せられむことを乞う」）。

▲本真尼一行の巡錫（青森県）

一行は十月九日、青森県三戸郡の被災地に到着。まず鮫、港等で施行。

十五日、上北郡に至り、百石、三澤の両村において施行。

十月十七日、すべての施行を終了した。帰路、恐山に立ち寄る。

二十五日、盛岡県庁を慰問し、三十一日午後、帰京している（『法の母』第四十一号、雜録「◎巡錫中の概況」、『寶窟』第八十輯、雜録「◎三陸被害者慰問」）。

▲目白僧園三陸大海嘯追薦法会

同三十年六月十五日、同園では三陸大海嘯追薦の一周忌法要を勤修した（同第四十八号雜録「◎涙滴の餘感」）。

◆本稿のまとめ

以上、明治二十九年六月十五日午後八時發生の東奥三陸大海嘯災害に際する、釋雲照律師と夫人正法会による被災地支援の概要を報告した。

さかのぼれば雲照律師の東京転出、目白僧園開設を契機に十善会が再興され、二十六年には女性の道徳的志操教育をめざした夫人正法会が開かれ、これに触発されて居士会が発足している。

律師は、目白僧園を十善戒授戒を基軸とする四恩、十善戒の普及による仏教道徳主義発信の拠点とした。

正法会発起人の婦人方も、当初僧園道場にて、十善会の企画によって挙行された菩薩戒授戒会に参加しており、それを機縁にして同会の結成に至っている。

今回報告した東奥三陸大海嘯の支援事例では、律師からじきじきに授戒を受け、折々の法話を通じて道徳的教養を受けた人々が中心となり、自発的かつ猷身的に被災地への支援活動を行ったことが知られた。

当時、雲照律師自身はインフルエンザに罹患し、一時は重篤な容態にまで陥っていた。幸い病が快方に向かった中、大海嘯の報に接している。その後は、法話の度に支援の重要性を説き、信徒を督励し、またしばしば僧園道場にて精霊回向の法会を開いている。

律師と正法会の支援活動を見ると、法会や法話による法施と義捐品や金銭の財施に二分される。ここまでは一般的な行為の典型であり、他とあまり変わったところは見られない。

むしろ現代の私たちが注目すべきは、律師の求道心に支えられた、毫も揺るがない祈りの実効性への信頼感ではないだろうか？若年からの持戒と宗学、余乗にわたる厳正な態度での修学、そして飽くことなき練行が相まって、その信念が形成されたであろうことは疑いを容れる余地はない。

それ故、律師は僧俗にわたる多くの人々の尊敬を得、その言動により伝えられる四恩十善は、単に一過性の知識にとどまらず、今回の被災地支援活動のような具体的行為に結実したのであろう。

私たちは、今一度、律師の推奨した三学具足の徳教主義の本質は何か、自身の問題として取り組む必要があるのではないだろうか？

◆おわりに

昨春三月十一日午後に発生した東日本大震災から一年をむかえる。自分自身その教訓を決して風化させず、後世への警鐘たらしめるべく、伝統宗学の専門教育を受けた者の一人として何ができるか、この一年間苦悶しつづけた。

震災当時、伝法院開設講座のため、本山から別院真福寺に出張していた。丁度京都を発つ前日、たまたま某書肆で手に入れた書籍こそ本稿で取りあげた『十善寶窟』と『法の母』の一部である。

そこには今回報告した明治二十九年の東奥三陸大海嘯関連の手記が載せられていた。

今回は明治の日本仏教を代表する僧侶の一人である釋雲照律師と、当時の仏教信徒が、一体どのような信念により、如何なる行動を取ったのかを報告したが、私たち自身がこの問題を記憶して風化させないための参考になればさいわいである。

◆〈編年史料〉真言宗の対応

*本年表は新義派機関誌『密嚴教報』既報の六、九月期の震災関連記事に基づき編集した。必要に応じ、その他の出版物の情報も参照している。

*見出しには和暦年次をあげた。その下に括弧付きで西暦を示し、改行して項目名、次行以下に具体的な記事内容を書き、末尾に該当巻号を記した。

◎明治二十九年六月十五日午後八時過ぎ（一八九六）

三陸大海嘯発生

同十六日、被害状況報告続々着電（*第一六二号、雑報）

同十八日

明治天皇勅使差遣

〔命により侍従東園基愛氏被災地慰問に向かう。〕（*同前）

同十九日午後、二十日

被災地被害状況収集報告

〔第一六二号雑報には、二十日までの東北三県の詳細な被害状況が報告されている。《◎東奥大海嘯惨況》には逐次入電した各地からの惨状が列挙され、《◎海嘯地の被害数》では各地からの情報に基づき十九日までの地区ごとの被害統計表が掲載された。〕（*同前）

同二一日

山形県第二号法務支所追吊法会

〔東置賜郡大塚村大字西大塚の國生寺に於て、福地智言師導師、組寺および天台宗末寺出仕で大施餓鬼会〕（*第一六五号）

同二四日

護国寺海嘯遭難死者大追吊会

〔本堂にて、前真言宗長者高志大了大僧正導師、新義派事務所所属員、大学林職員、同生徒、府下各寺院数百名の出仕により大追吊会。〕（*第一六二号）

同二五日

真言宗新義派両山化主諭達

〔智豊両山化主、門末寺院に応分の義捐金供出と追悼法要の実施を督励。〕（*同前・社説）

同二八日

府下追吊施餓鬼会奉修

〔荏原郡羽田村の正藏院にて追悼法要。〕（*第一六三号）

同二九日

群馬県海嘯死者追吊法会

〔邑樂郡六郷村遍照寺中甲二号支所にて法要。〕（*同前）

◎七月一日

東京第一号支所追吊会

〔同支所管内の部下、綱維、惣代等一同にて法要。また義捐金等の募集を決議。〕（*同前）

同四日

高野山追吊法会

〔壇上伽藍金堂において、原心猛座主導師のもと、一山大衆皆参にて追吊法会。〕（*同前）

奈良県追吊会

〔奈良県南部支所下管内寺院は、岡寺において、早川大僧都導師、管内寺院二十口の出仕のもと土砂加持法要。〕

（*同前）

成田山新勝寺義捐金

勸財説教

〔同山々主石川僧正は金百圓、山内一同から金七十圓が義捐。さらに青木栄豊師に該山説教所、各講社への被害者救恤の勸財説教を依託した。〕（*同前）

府下牛込菅谷教会講社追吊会

〔東京赤坂区一ツ木町浄土寺にて、菅谷恵正講長と赤坂信徒二百余名は不動明王法楽、百万遍念仏会。〕（*第一六四号）

同五日

智積院海嘯横死者大追吊会

〔大方丈にて、同山役員、勸学院生、中学生総出仕にて大法要〕（*同前）

和州長谷寺内豊山龍華会幻灯会

〔同会青年僧侶は、五日〜十一日までの七日間、町役場吏員と警官立ち会いにて被害者義捐募集の幻灯会開催。〕

（*同前）

真言宗南部法務支所大追悼法会

〔学頭の成島僧正導師、管内総出仕にて法要。〕（*同前）

同六日

長崎県下平戸法務支所追吊法会

〔支所管理徳山僧都導師、管内寺院住職総出仕にて理趣三昧と施餓鬼会。〕（*同前）

同七日

高野山座主諭達

「高野山末寺に、廻向法要による法施、義援金の拠出などの財施を督励した。」（*同前）

同十日

十善会川島支会追吊法会

「埼玉県比企郡三保谷村廣徳寺に於て、振教会教務委員・同寺住職の正城全鏡師導師、近隣寺院出仕のもと、同会々員等二百余名の随喜により光明真言土砂加持法要。」（*同前）

神奈川県第四号支所大施餓鬼会

「都築郡王禪寺にて管内寺院出仕で法要。」（*第一六七号）

同十一日

伊予國真言宗第一号追悼会

「石手寺住職好山僧正導師、管内寺院総出仕にて法要」（*第一六四号）

千葉県北部支所追吊会

「香取郡牧野観福寺にて、青山圓鏡師導師、管内寺院出仕のもと法要。また義援金数十圓を集める。」（*第一六六号）

同十二日

佐渡追吊会

「高千村西方寺にて、組寺寺院出仕により法要。」（*同前）

千葉県下総八日市場見徳寺法会

〔組寺寺院総出仕により法要。当日、十善講分社海徳講から金五圓義捐。〕（*第一六四号）

常陸國雨引山内中学林大施餓鬼

〔雨引山観音寺道場にて、学頭代理宇留野聖如少僧都導師、茨城県法務支所課長兼中学林監督信太栄孝少僧都副導師、三十余名の職衆で法要。〕（*同前）

北多摩郡府中町妙光院追吊法会

〔組寺合同で法要〕（*同前）

磐城國関伽井嶽常福寺追悼会

〔山主導師で法要〕（*同前）

同十五日

埼玉県北部騎西法務支所追吊会

〔談林龍花院主石渡僧都導師、職衆五十口にて、日清戦争三周忌法要、および三陸溺死者追吊法要の二件勤修。〕

（*同前）

埼玉県追悼会

〔北埼玉郡堤村延命寺にて、門末寺院総出仕で二箇法要、同施餓鬼会奉修〕（*第一六七号）

江戸川筋行徳市川追吊大施餓鬼

〔南葛飾郡小岩村善養寺・正福寺他十数か寺が、十数艘の船で川施餓鬼会、地藏流し十萬枚、小塔婆供養数千本〕（*同前）

同十六日

埼玉県真言宗第一号西部法務支所管内・北足立郡倉田教区義援金

〔教区事務所に管内寺院集合義援金勸募。〕（*第一六五号）

同十九日

越後東部支所追吊会

〔北蒲原郡新発田本村宝珠院教会所にて、近隣組寺院出仕により法要。また義援金を新潟新聞社に委託〕（*第一六六号）

同二十日～八月二十五日

〔東奥海嘯義捐報告第一回～第四回〕（*第一六三号～第一六六号）

那須郡追吊会

〔烏山一乗院にて高野尊興上人導師、各寺院の出仕を得て理趣三昧法要。〕（*第一六五号）

同二一～二二日

鹿島大施餓鬼会

〔茨城県鹿島郡鹿島町護国院に於て、同院執事の吉原龍瑞律師を導師、同地方各寺院の出仕により法要。〕（*第一六七号）

同二二日

山形県第二号法務支所追吊会

〔東置賜郡小松町大光院にて、長谷部隆仁少僧都導師、末寺ならびに組寺院出仕のもと大施餓鬼会。〕（*第

一六六号)

愛知県中学林追吊法会

〔学頭服部僧正導師、役員、生徒一同総出仕にて二箇法要、同施餓鬼会。〕（*第一六五号）

同二四日

東京新高野山大安楽寺川施餓鬼

〔五十隻の船を墨田川に浮かべ、永代橋から吾妻橋上流の須崎村まで地藏菩薩の御影を流しつつ廻り、厳肅な川施餓鬼法要を奉修した。〕（*第一六四号）

千葉県追吊法会

〔長狭郡田原村川代勝福寺にて、佐藤興謙僧都導師、門末組寺寺院出仕にて流灌頂、川施餓鬼、放生会。〕（*第一六七号）

同二五日

福島県第四号法務支所追吊会

〔西秀隆僧都導師、管内寺院総出仕にて日清戦病没、同三陸大海嘯大追悼法要。〕（*同前）

三重県追吊会

〔第二号支所にて、本多光照僧正導師、管内寺院出仕して、大追吊法要。〕（*第一六五号）

茨城県那珂郡湊町華藏院追吊会

〔住職導師、近隣寺院出仕にて、理趣三昧法要。〕（*同前）

佐渡西部法務支所下追吊法会

〔下北組寺院は、宝蔵坊道場にて、渡邊・長島両僧都導師、組寺寺院出仕により、加持土砂法要、同流灌頂。〕

(＊同前)

同二六日

千葉県第二号中島法務支所追吊

〔管内寺院総出仕により、大施餓鬼会。〕(＊第一六七号)

同二七日

奈良県下吉野郡大蔵寺法要

〔上龍門村大字栗野大蔵寺にて、渡邊大心師は興教大師七百五十回忌、有栖川・北

白川両殿下祭礼、日清戦死病没者、三陸横死の追吊法要。〕(＊同前)

同二八日

長野県北部法務支所追吊会

〔同支所連合談林に於て、東奥三陸海嘯、ならびに日清戦争追吊の法要。〕(＊第一六六号)

同日～八月六日

三陸海嘯横死追吊会及巡視

〔本宗長者代理志賀照林僧正は同日午後五時五分の汽車で上野を発ち、二九日一ノ関到着。翌三十日に気仙沼に向かい、三一日午後五時岩手東部支所金剛寺に到着。明けて八月一日法要の支度。翌二日同所の激甚被害地区の長部港を会場に、集会所の圓長寺より列を整え式場に臨み、三陸海嘯横死死者数万の総追吊法要を修行。翌三日郡役場を訪ね救恤金を納めた。四日気仙沼から帰途につき一ノ関で直行の汽車に乗り六日東京の事務所に着。〕

(*第一六五号)

同三十日

群馬県第一号法務支所追吊法会

〔多野郡三波川村金剛寺にて、正管理蓮沼清辨権大僧都導師、管内寺院総出仕により法要。〕(*第一六七号)

◎八月二日

新潟県三島郡八手村追吊会

〔薬師寺にて、三陸大海嘯満中陰に際し、土砂加持、同川施餓鬼法要。〕(*第一六五号)

東京第五号支所追吊

〔南多摩郡八王子町妙薬寺にて、朝倉玉雅僧正導師のもと、満中陰に際し、理趣三昧、および施餓鬼法要。〕(*

同前)

埼玉県東部甲法務支所追吊法会

〔南埼玉郡越ヶ谷町周辺寺院五十五ヶ寺協同で、蒲生村字瓦曾根照根院にて、川施餓鬼、ならびに追悼大法要。〕

(*同前)

茨城県北相馬郡井野村追吊会

〔昌松寺道場に於て、水島副管理導師、管内寺院協同で法要。〕(*第一六六号)

山形県西部支所酒波寺追吊会

〔長尾僧都導師、職衆十二口によつて、施餓鬼、ならびに二ヶ法要。〕(*同前)

東京芝区組寺一同追吊法会

出] (*同前)
〔北寺町宝生院にて、高橋隆中僧都導師、職衆二十口で法要。同明王院、宝生院、大聖院、長延寺は義捐金拠

同二)三日

福井県瀧谷寺大追吊会

〔越前國坂井郡三國町瀧谷寺にて、住職大江存良僧正導師、門末法類総出仕にて、理趣三昧・光明三昧。導師は四十九日の間、恒に施餓鬼法を修し亡魂を弔った。〕(*第一六五号)

同三日

佐渡東部支所管内寺院追吊会

〔管内寺院は、正管理長の長野権大僧都を導師、職衆四十口により大法会、ならびに大施餓鬼法要。〕(*第一六六号)

同四十日

茨城県法務支所管内寺院追悼会

〔筑波郡吉沼村正福寺管轄寺院は、各寺院が順次に川施餓鬼・追悼会。〕(*第一六七号)

同五日

山形県第二号法務支所追吊会

〔西置賜郡十王村称名寺にて、山主嶺村宥恭師導師のもと、真言・天台僧侶十二口により大施餓鬼法要。〕(*第一六六号)

同九日

埼玉県北部幸手支所施餓鬼会

〔管内各檀林寺院にて、会下寺院総出仕により、大施餓鬼法要。〕（*第一六七号）

慈善幻灯演説会（至〜第八回）

〔千葉県長狭郡吉尾村事秀院の清水義田僧都が、自著の『哀痛悲惨三陸人民』数百部を配布し、第一回の慈善幻灯会開催。聴衆の義援金拾余圓を得、振教会に委託。〕（*第一六一号〜第一六七号。〜至九月一日）

同十五日

高幡山金剛寺津波横死含靈祈願

〔神奈川県第三号法務支所管内にて、新義派常法談林所同寺住職の朝倉玉雅和上導師、門末僧侶出仕して三陸津波被害者回向法要勤修。〕（*一九九六年、法政大学発行『高幡山金剛寺文書』上巻所収、一〇七番文書）

新潟県西頸城郡能生町追吊会

〔金剛院にて、住職加藤良詮師導師、近隣寺院の出仕で土砂加持法要、聖山僧都導師により大施餓鬼会。〕（*同前）

埼玉県北埼玉郡堤村追悼会

〔延命寺道場に於て、門末一同出仕により、二ヶ法要ならびに施餓鬼会。〕（*第一六七号）

佐渡新穂村乗光坊追吊会

〔東西両部組寺二十一ヶ寺、新井寛傳大僧都導師にて二ヶ法要奉修。同仲川光観僧都導師のもと大施餓鬼会。〕

（*同前）

茨城県石岡町恋瀬川大施餓鬼

〔千手院川崎善応大僧都・観音寺佐藤元秀権少僧都の発願により法要。〕（*同前）

同十六日

山形県中学林追吊会

〔米沢市御廟町法音寺にて、学頭篠田宥謙僧正導師、職衆四十口にて、百味供付光明三昧大施餓鬼法要。また学林の教師と生徒一同は、米澤新報社に義援金を委託。〕（*第一六六号）

同二二日

越前國坂井郡三國町追吊会

〔性海寺にて、長野慶住僧都発願、門末・組寺の出仕のもと法要。〕（*第一六五号）

◎同九月一日

千葉県第二号南部法務支所追吊

〔望陀郡小櫃村能延寺にて、杉山・江澤の両師と十善講社世話係の発願で、施餓鬼と法要。〕（*第一六七号）
同七日

新義派安房中学林追吊会

〔千葉県真言宗第三号法務支所は義援金二拾五圓勸募。また同中学林開校式終了後、役員・生徒・宝珠院詰合一同で法要。〕（*第一六六号）

〈キーワード〉

東奥三陸大海嘯 釋雲照律師 夫人正法会